

岡山市東区役所番号案内表示機及び広告付き行政情報案内モニター設置事業

企画提案事業者に係る評価表

☆評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	配点
1 類似事業の実績について	類似業務の実績や提出された見本から、当該事業の遂行能力を評価する。	10点
2 設置予定機材等について	設置予定機材の仕様・設置方法及び映像データの管理・配信方法等により、機材の構成・性能に問題がないか評価する。	10点
(1)番号案内表示機関係	設置予定機材の操作方法及び手順の容易さ並びに仕様変更に対応できる柔軟性について評価する。	10点
2 設置予定機材等について	設置予定機材の仕様・世知方法・機材の構成・性能に問題がないか評価する。	10点
(2)Wi F i 機器関係	情報提供の配信方法が、安全かつ確実なもので、セキュリティ対策が実施されるなど利用者が安心して利用できるか評価する。	5点
3 設置スケジュールについて	機材等の設置スケジュール及び広告放映までのスケジュールの妥当性を評価する。	5点
4 保守管理体制について	保守管理の要員体制、機材の定期点検をどの程度の頻度で行うか、故障時等に現場到着までにどの程度の時間を要するか等を評価する。	10点
5 問い合わせ等への対応体制について	職員・来庁者等からの問い合わせ等への速やかな対応ができる体制が整えられているか評価する。	5点
6 広告募集・広告審査について	広告主の継続した確保ができるか、広告掲載方針や広告審査専門部署などの設置により広告の審査ができる体制が整えられているか評価する。	5点
7 放送枠について	全体放映枠における行政情報放映枠の割合から、本市の広報ツールとしての価値を評価する。	5点
8 創意工夫等について	業務遂行に当たって、事業者独自の創意工夫点等が認められるか評価する。	5点
9 提案価格について	本市へ納付する提案価格により収入確保の効果を評価する。	20点
合計		100点